

新町支所管内水質検査結果

令和元年 10月

分類	水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (町南児童公園)	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
健康に 関連する項目	病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0
		2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性
	無機物質／ 重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	0.0003未満
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	0.00005未満
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	0.005未満
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	0.004未満
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	4.8
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	0.05未満
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	0.1
一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.0002未満	
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	0.005未満	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.002未満	
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.001未満	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.001未満	
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.001未満	
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.001未満	
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	0.06未満
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	0.002未満
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	0.001未満
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	0.002未満
		25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	—	0.001未満
26 臭素酸		0.01mg/L以下	—	0.001未満	
27 総トリハロメタン		0.1mg/L以下	—	0.001未満	
28 トリクロロ酢酸		0.03mg/L以下	—	0.002未満	
29 ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下	—	0.001未満	
30 ブロモホルム		0.09mg/L以下	—	0.001未満	
31 ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下	—	0.008未満	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	0.01未満
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	0.02未満
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	0.03未満
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	0.01未満
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	14
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	0.005未満
	味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	14.9	15.0
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	151
		40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	251
	発泡	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	0.02未満
		42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—
	発泡	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—
		44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	0.005未満
	味覚	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	0.0005未満
		46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.2未満	0.2未満
	基礎的性状	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.1	7.0
		48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
		49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
		50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満
51 濁度		2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.24	0.24	

—印は、今回測定しなかった項目

新町支所管内水質検査結果

令和元年 11月

分類	水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (町南児童公園)	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
	無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
健康に関連する項目	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	—
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下	—	—
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—
24 ジクロロ酢酸		0.03mg/L以下	—	—	
25 ジブromクロロメタン		0.1mg/L以下	—	—	
26 臭素酸		0.01mg/L以下	—	—	
27 総トリハロメタン		0.1mg/L以下	—	—	
28 トリクロロ酢酸		0.03mg/L以下	—	—	
29 ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下	—	—	
30 ブロモホルム		0.09mg/L以下	—	—	
31 ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下	—	—	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—
	味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	15.2	15.3
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—
	発泡	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—
		41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—
	におい	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—
		43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—
	発泡	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—
		45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—
	味覚	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.2未満	0.2未満
		47 pH値	5.8以上8.6以下	7	7
	基礎的性状	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
		49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
		50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満
51 濁度		2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.26	0.27	

一印は、今回測定しなかった項目

新町支所管内水質検査結果

令和元年 12月

分類	水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (町南児童公園)	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
	無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
健康に関連する項目	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	—
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下	—	—
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—
	味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	15.2	15.2
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—
	発泡	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—
		41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—
発泡	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—	
味覚	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—	
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—	
基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.2未満	0.2未満	
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.1	7.0	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.29	0.29	

一印は、今回測定しなかった項目

新町支所管内水質検査結果

令和2年 1月

分類	水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (町南児童公園)	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
健康に 関連する項目	病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0
		2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性
	無機物質／ 重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	0.0003未満
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	0.00005未満
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	0.005未満
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	0.004未満
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	4.7
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	0.05未満
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	0.1
健康に 関連する項目	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.0002未満
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	0.005未満
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.002未満
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.001未満
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.001未満
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.001未満
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	0.06未満
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	0.002未満
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	0.001未満
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	0.002未満
		25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	—	0.001未満
26 臭素酸		0.01mg/L以下	—	0.001未満	
27 総トリハロメタン		0.1mg/L以下	—	0.001未満	
28 トリクロロ酢酸		0.03mg/L以下	—	0.002未満	
29 ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下	—	0.001未満	
30 ブロモホルム		0.09mg/L以下	—	0.001未満	
31 ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下	—	0.008未満	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	0.01未満
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	0.02未満
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	0.03未満
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	0.01未満
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	13
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	0.005未満
	味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	15.1	15.1
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	148
	発泡	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	264
		41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	0.02未満
	発泡	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—
		43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—
	味覚	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	0.005未満
		45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	0.0005未満
	基礎的性状	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.2未満	0.2未満
		47 pH値	5.8以上8.6以下	7.0	7.0
		48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
		49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
50 色度		5度以下	0.5未満	0.5未満	
51 濁度		2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.27	0.27	

—印は、今回測定しなかった項目

新町支所管内水質検査結果

令和2年 2月

分類	水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (町南児童公園)	新町浄水場水系 (一区遊園地)		
健康に 関連する項目	病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
		2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
	無機物質／ 重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—	
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—	
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—	
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—	
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—	
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—	
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—	
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—	
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
		一般有機 化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
			15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス- 1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	—	—	
	17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	—	—	
	18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—	
	19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	—	—	
	20 ベンゼン		0.01mg/L以下	—	—	
	消毒副 生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—	
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—	
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	
		25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—	
		26 臭素酸	0.01mg/L以下	—	—	
		27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—	
		28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	
		29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—	
		30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—	
		31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	
水道水が有すべき 性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—	
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—	
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—	
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—	
	色	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—	
		38 塩化物イオン	200mg/L以下	14.9	14.8	
	味覚	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—	
		40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—	
	発泡 におい	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—	
		42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—	
発泡 におい	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—		
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—		
味覚	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—		
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.2未満	0.2未満		
基礎的 性状	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.1	7.1		
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない		
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない		
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満		
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満		
衛生上の基 準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.27	0.30		

—印は、今回測定しなかった項目

新町支所管内水質検査結果

令和2年 3月

分類	水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (町南児童公園)	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0	
	2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	
	無機物質／重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	—	—
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	—	—
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	—	—
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	—	—
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	—	—
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	—	—
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	—	—
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	—	—
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
健康に関連する項目	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	—
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	—
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	—
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下	—	—
	消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—
		25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—
26 臭素酸		0.01mg/L以下	—	—	
水道水が有すべき性状に関する項目	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	—	—	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	—	—
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	—	—
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	—	—
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	—	—
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	—	—
	味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	15.1	14.9
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	—	—
	発泡	40 蒸発残留物	500mg/L以下	—	—
		41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	—	—
		42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	—	—
	発泡	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	—	—
		44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	—	—
	味覚	45 フェノール類	0.005mg/L以下	—	—
		46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.2未満	0.2未満
基礎的性状	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.0	7.0	
	48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	49 臭気	異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
	50 色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	
	51 濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.25	0.25	

一印は、今回測定しなかった項目